

発 明 文 化 論

〈第 57 回〉

丸山 亮

知的財産権の保護バランス

知的財産は創作者の権利を保護する必要があるのはもちろんだが、一方でそれを利用する社会の便益も考慮しなければならず、バランスのとり方が難しい。

アノニマスという国際ハッカー集団は、先ごろ改正著作権法に抗議する名目のもと、財務省や最高裁のホームページにサイバー攻撃を加えたり、渋谷の市街で抗議のパフォーマンスを行ったりした。アノニマスは無名の意味だから、没個性を標榜しながら近代個人主義の所有権思想に揺さぶりをかけているのだろう。独善的な主張は反捕鯨の活動を繰り広げるグリーンピースを思わせるところがあるが、こうした価値観の衝突する局面が世界規模で広がっている。

改正著作権法では、写真撮影などの際に付随的に映り込んだものには著作権が及ばないなど、権利に制限が加えられた。一方で違法にアップロードされた音楽ファイルをそれと知ってダウンロードすると刑事罰が科されるように、著作権の強化も盛り込まれている。抗議行動は、改正著作権法が情報アクセスの自由と市民のプライバシーを侵害することをおもな理由に挙げる。これにはアノニマスだけでなく、国内のさまざまな方面から、立法の過程が不透明で議論が尽くされていないことも含めて、懸念が寄せられていた。

これに先立って欧州議会は、模造品取引防止協定 ACTA の批准を否決している。ここでは市民団体が中心になって反対の圧力をかけ、協定に署名した欧州連合と行政機関である欧州委員会の意向とは違った結論を出したのだ。ACTA は模造品の取り締まりを主眼に、その貿易禁止に加え、インターネットを通じた著作権侵害の防止を目的とするものだった。そして日本の著作権法改正と同様、交渉プロセスの不透明性やネット上の表現の自由、個人データや人権保護の観点から問題視され、反対論が議事を制する結果となった。二院制の立法府のそれぞれが異なった議決をするのとは違うものの、欧州にも一種のねじれがある。ただ、模造品の流通や著作権の侵害が野放しな社会が好ましいとは思われない。欧州も結局その規制に向かわざるを得ないだろう。

特許制度も、本来であれば発明者に一定期間の独占を認めることでその労に報い、開発者の努力が保証されるなかで有用な発明が生まれてくるはずのものだ。ところが現代の特許は、そうした役割を果たしているとは限らない。市場競争に勝ち抜くため、他社の特許を買い集め、訴訟によって競争者を排除する動きが出てくる。スマートホンをめぐるアップルとサムスンの争いは全世界を舞台に数十件の訴訟を引き起こし、消耗戦を繰り広げている。先にアップルとモトローラの特許侵害事件を担当したリチャード・ボズナー米連邦裁判所判事は、両者の主張を退けたうえで「多くの業界で特許権による保護が本当に必要なのか、考え直す必要がある」と語っている。しかし双方とも判決には不服で、控訴した。

アメリカではヤフーとフェイスブックも今春から特許紛争を繰り広げていた。ネット上のプライバシー設定、広告、情報共有などの機能をめぐる特許の侵害があったかどうか。結局この紛争は意外に早く和解で決着がつき、両社は今後、協力関係を強めるという。けれどもここに至るまで、フェイスブックはIBMやマイクロソフトから特許を一括購入することで対抗した。和解は双方が特許を認め合うクロスライセンスを含むものとなっている。それは特許の力を再認識させる結果ともなったが、制度が本来の機能を果たしているとは思われない。

また、インドや中国などは、エイズ治療薬をはじめ医薬品の価格が高すぎるとして、政府が特許の効力を無化する強制実施権を設定する動きを見せている。

知的財産権は今後、その使い方とともに、権利と社会の便益のバランスがこれまで以上に問われるだろう。

(まるやま りょう 共生国際特許事務弁理士)